

01 引越しシーズンに伴い住所変更などの手続きの受付時間を延長します



●住民課(役場1階) ☎823-9205 FAX.823-9627

- 期間 3月29日(火)～4月3日(日)(4月2日(土)を除く)
- 受付時間 17時15分～19時、日曜日は8時30分～12時30分

引越しシーズンであるこの時期に住所変更に伴う手続きなどのために、役場窓口の受付時間を延長します。

手続きに必要な書類など、不明な点は、事前に電話などで問い合わせてください。

手続き内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度お越しいただく場合もあります。また、住民異動に伴うその他の手続き(国民健康保険など)はできませんので、注意してください。

延長して受け付けを行う窓口業務

取扱業務	窓口	お問い合わせ
住民異動(転入・転出・転居)届の受け付け 各種証明書(住民票など)の発行 印鑑登録の受け付け・印鑑登録証明書の発行 マイナンバーカードの申請・交付・更新 マイナポイントの予約・申し込み支援 旅券(パスポート)の申請受け付け・交付	住民課 (戸籍住民係)	823-9205

※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

※旅券の申請受け付けは町内者に限ります。

02 令和4年度一時保育の利用申し込みについて

●こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

不規則な勤労形態や、家族の傷病・入院などにより一時的に保育が必要な児童を一定期間保育所などで保育するサービスです。

- 実施施設 町内各保育所および認定こども園
- 対象 ①～③のいずれかの理由で保育が必要な就学前の児童
 - ①保護者の労働・職業訓練・就学など
 - ②緊急一時的な理由(保護者の傷病・出産・事故など)
 - ③保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の解消
- 利用期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(水)
- 受付期間 3月1日(火)から随時
- 受付場所 利用を希望する各施設
(つくも保育所はこども課で受け付け)



※利用料、提出書類などについては各施設に問い合わせてください。

※各施設の入所状況などにより、利用ができない場合や希望に沿えない場合があります。